

(組)

氏名

※この太枠は保護者記入

保護者様

認定こども園 さくら幼稚園さくら保育園
園長 小谷 史絵

感染症に伴う登園の許可について

児童福祉施設は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症やりゅうこうをできるだけ防ぐために、感染症回復時の登園基準を定めています。基準は「保育所における感染症ガイドライン」及び「学校保健安全法」に基づき、鳥取市東部医師会で検討されたものです。

お子様が一日も早く快適に生活できるよう、感染症罹患時はなるべく外出を避け、安静に過ごしてください。

登園を再開する際には、医師に下記を記載していただき園に提出してください。

出席停止期間 …… 令和 年 月 日()から医師の許可があるまで

<医師の記入欄>

○記入	病名	出席停止
	第一種伝染病() 新・感染症予防法の第一類感染症・二類感染症	治癒するまで
	結核	感染の恐れがないと確認するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	感染の恐れがないと確認するまで
	流行性角結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
	急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
提出不要	コロナウイルス感染症	発症日の翌日から5日を経過し、かつ症状軽快後24時間を経過するまで
//	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、3日を経過するまで
//	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
//	麻疹(はしか)	解熱後3日経過するまで
//	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
//	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
//	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
//	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退したのち2日を経過するまで
//	溶連菌感染症	主要症が消失するまで
//	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで
//	その他()	感染の恐れがないと確認するまで

出席に支障がないと認めたので、令和 年 月 日より登園を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____